

カルストの風



平成22年9月発行
美祢市学校事務共同実施会
じむだより
第12号 伊佐於福グループ担当

猛暑の続いた長い夏休みも終わり、学校に子どもたちの元気な声が帰ってきました。私達も新たな気持ちで、これからの仕事に取り組みたいものですね。さて、今回の「カルストの風」では、最近改正された休業・休暇制度の概要と、扶養について、手当・共済組合・税法上の取扱いの違いについて取り上げています。



マイホームパパ必見！ 家族のための休暇がとれやすくなりました！

育児休業制度

子の看護休暇制度

介護休暇制度

改正前

育児休業は、お子さんが3歳に達するまでの間、ママかパパが交替で取得することはできても、同時に取得することはできませんでした。また、いずれかが専業主婦(夫)である場合は、その配偶者は一定の条件を満たさない限り、育休を取得できませんでした。

子の看護休暇は、中学校入学前のお子さんが病気・けがのために看護が必要な場合のみ、1年に5日以内の範囲で取得可能でした。

ご家族に介護が必要な方がいらっしゃる場合、その家族1人につき2週間以上6月以内の範囲内に介護休暇を取得することができます。ただし、給与は減額されます。

改正後

ママが専業主婦や育児休業中である場合でも、パパは育児休業が取得できるようになりました。また、「産後パパ育休(通称)」が新設され、産後8週間以内の間に育休を取得したパパは、特別な事情がなくても再び育休を取得できるようになりました。



病気・けがに限らず、病気の予防のために必要なこと(予防接種や健康診断など)でも休暇を取得できるようになりました。さらに、中学校入学前のお子さんが2人以上いらっしゃる場合は、1年に10日取得可能となりました。



従来の介護休暇とは別に、要介護者の介護、通院等の付添い、介護サービスに係る手続き代行、その他必要なお世話のために短期の介護休暇を取得できるようになりました。日数は1年に5日以内、要介護者が2人以上いらっしゃる場合は1年に10日以内取得可能です(有給休暇)。



子育てを積極的に楽しむパパが、「イケメン」ならぬ「イクメン」と呼ばれ、注目されているそうです。

ぜひ、その「イクメン」のあなた！「イクメン」になってみませんか？



扶養

についてお勉強してみましょう！

(手当・共済組合・税法上)

一口に『扶養』と言っても、《扶養手当》《共済組合の扶養》《税法上の扶養》の3種類があります。先日、手当&共済組合の確認が行われましたが、再チェックしてみましょう。

	扶養手当	共済組合の扶養	税金上の扶養
被扶養者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 22歳の年度末までの子、孫 ③ 60歳以上の父母、祖父母 ④ 22歳の年度末までの弟妹 ⑤ 重度心身障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹 ② ①に掲げる以外の三親等内の親族 <p>※①、②の身分関係の範囲内でも後期高齢者医療制度の被保険者である場合（保険証が交付されている場合）などは被扶養者にはなれません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 生計を一にする親族等 
被扶養者の年間収入額の認定基準	<p>130万円未満</p> <p>(1月あたり108,334円未満)</p>	<p>130万円未満 公的年金等受給者は180万円未満</p> <p>(1月あたり108,334円未満 年金受給者については150,001円未満)</p>	<p>103万円以下</p> <p>公的年金等受給者は158万円以下 (65歳未満は108万円以下)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① パート収入等の3か月平均が108,333円を超えると認定取消になります。 ② パート収入等が一月目に108,333円を超えると認定はできません。 	<p>パート収入等が108,333円を超える月が3か月連続すると認定取消になります。</p>	<p>同一世帯に所得者が2人以上いる場合は、その世帯内の扶養親族を分けて申告しても差し支えありませんが、1人の扶養親族を2人以上の所得者が申告することはできません。</p>
その他	<p>認定されると、給料に手当として支給されます。 手当の支給額は 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち1人11,000円)</p> <p>※16歳となる年度初めから22歳となる年度末までの子については5,000円加算されます。</p>	<p>認定されると、共済組合からカードが発行され、保険証として使います。</p> 	<p>年末調整として書類により申告する扶養です。扶養になると、扶養者の所得から控除され所得税が計算されます。(1人につき38万円など)</p> 